別冊３

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第１項の規定にもとづき申請を行なった電気特定小売供給約款（2023年６月１日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則４（料金前払契約についての特別措置）に定める料金前払割引に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で、別表２（燃料費調整）に定める基準単価および別表３（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円　銭	円　銭
定額電灯		
需要家料金		
１契約につき	104.50	9.50
電灯料金		
10ワットまでの１灯につき	115.50	10.50
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	209.47	19.04
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	397.42	36.13
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	585.37	53.22
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	961.26	87.39
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	480.70	43.70
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	376.73	34.25
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	668.72	60.79
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	334.37	30.40
従量電灯Ａ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	712.67	64.79
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	32.83	2.98
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	39.51	3.59
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	41.63	3.78
従量電灯Ｂ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	431.90	39.26
電力量料金		
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30.14	2.74
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36.23	3.29
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	38.10	3.46

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11.98	1.09
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23.96	2.18
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23.96	2.18
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	239.58	21.78
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	239.58	21.78
臨時電灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	882.52	80.23
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	45.05	4.10
臨時電灯Ｃ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	512.71	46.61
電力量料金		
１キロワット時につき	41.16	3.74
公衆街路灯Ａ		
需要家料金		
１契約につき	99.00	9.00
電灯料金		
10ワットまでの１灯につき	110.28	10.03
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	201.77	18.34
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	384.77	34.98
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	567.77	51.62
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	933.76	84.89
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	466.88	42.44
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	361.33	32.85
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	645.62	58.69
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	322.82	29.35
公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	680.77	61.89
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	31.55	2.87
公衆街路灯Ｃ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	393.40	35.76
電力量料金		
１キロワット時につき	29.23	2.66
低圧電力		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	1,147.85	104.35
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	26.98	2.45
その他季料金	25.69	2.34

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力１キロワット１日につき	296.67	26.97
従量制供給の場合		
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	31.58	2.87
その他季料金	30.10	2.74
農事用電力Ａ（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	823.90	74.90
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	22.79	2.07
その他季料金	21.86	1.99
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,362.88	396.63
１キロワット	6,629.30	602.66
２キロワット	11,239.44	1,021.77
３キロワット	15,877.74	1,443.43
４キロワット	19,482.71	1,771.16
５キロワット	23,098.30	2,099.85
30日をこえる１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	56.03	5.09
１キロワット	94.85	8.62
２キロワット	200.41	18.22
３キロワット	303.85	27.62
４キロワット	414.84	37.71
５キロワット	522.60	47.51
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
定額制供給の場合		
契約電力１キロワットにつき		
最初の30日まで	10,672.48	970.23
30日をこえる１日につき	355.74	32.34

（２）附則４（料金前払契約についての特別措置）に定める料金前払割引額

単　　位	料金前払割引額	消費税等相当額
	円　銭	円　銭
１需給契約ごと１月につき	22.00	2.00

（３）別表２（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ　定額制供給の場合		
(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4.123	0.375
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.463	0.224
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1.329	0.121
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1.329	0.121
(ﾊ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	1.397	0.127

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
㈡ 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
１キロワット	0.699	0.064
２キロワット	1.397	0.127
３キロワット	2.094	0.190
４キロワット	2.793	0.254
５キロワット	3.491	0.317
㈢ 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	2.515	0.229
ロ　従量制供給の場合		
㈠ 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	0.212	0.019
㈡ ㈠以外の場合		
１キロワット時につき	0.212	0.019

（４）別表３（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ　定額制供給の場合		
(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	0.021	0.002
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	0.013	0.001
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	0.007	0.001
(ﾊ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	0.008	0.001

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
㈡ 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.002	0.000
１キロワット	0.003	0.000
２キロワット	0.008	0.001
３キロワット	0.011	0.001
４キロワット	0.014	0.001
５キロワット	0.018	0.002
㈢ 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	0.013	0.001
ロ　従量制供給の場合		
㈠ 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	0.017	0.002
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	0.001	0.000
㈡ ㈠以外の場合		
１キロワット時につき	0.001	0.000